

項目	不正発生要因	対策の内容	不正使用防止計画
第1節 機関内の責任体系の明確化			
責任および権限について	<p>運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。</p> <p>運営・管理責任者が、責任の範囲と権限について十分に認識していない。</p>	<p>機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。</p> <p>最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。</p> <p>機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。</p>	<p>「名古屋文理大学短期大学部公的研究費管理規程」を制定し、機関内の責任体制について明文化すると共に、学内外にHP等で公開する。</p>
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備			
ルール of 明確化・統一化	<p>文部科学省・日本学術振興会等の公的研究費の使用ルールの理解が不十分である。</p> <p>関係者の公的研究費の事務処理に関する権限についての理解が不十分である。</p> <p>公的研究費が公金であるという意識が希薄である。</p> <p>ルールと実体が乖離している。</p>	<p>競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、ルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>「名古屋文理大学短期大学部科学研究費助成事業取扱要領」を定め、ルールの変更を反映させ見直しを行う。</p> <p>研究者に対し、ルールの周知等に関する説明会開催を行う。</p> <p>事務担当者に対し、ルールに関する研修会を開催し、共通認識をもつ。</p>
ルールの周知		<p>ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p>	
職務権限の明確化		<p>競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p>	<p>「名古屋文理大学短期大学部公的研究費管理規程」等を公表するなどして、事務処理に関する構成員の権限と責任を周知徹底する。</p>

		<p>各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p>	
<p>関係者の意識向上</p>		<p>職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。</p>	
<p>告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p>		<p>競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施する。</p>	<p>公的研究費に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況・理解度の確認と誓約書の徴取を行う。</p>
		<p>受講者の受講状況及び理解度について把握する。</p>	<p>「行動規範」、「研究者等行動規範」を定め、周知徹底を図る。</p>
		<p>競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。</p>	
		<p>競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	
		<p>機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置し、不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底している。</p> <p>また、業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組みについてHP等で積極的に公表し、周知を図る。</p>	<p>HPにおいて、通報窓口、通報に関する項目等や、「名古屋文理大学短期大学部公的研究費管理規程」、「名古屋文理大学短期大学部における公的研究費の管理・監査体制」を公開する。</p> <p>不正使用が認定された場合には、規程等に従い関与した者の氏名や不正の内容が公表され処分が科せられることをHPに掲載する。</p>
		<p>不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。</p>	
		<p>以下のものを含め、不正に係る調査の体制・手続き等を示した規程等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・告発等の取扱い</li> <li>・調査委員会の設置及び調査</li> <li>・調査中における一時的執行停止</li> <li>・認定</li> <li>・配分機関への報告及び調査への協力等</li> <li>・懲戒処分について</li> </ul>	

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施			
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	構成員のコミュニケーション不足のため、不正発生要因の把握が不十分である。	不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定している。また、不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとすると共に、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。	不正防止計画推進部署は、モニタリングの結果や、研究委員会等での意見・要望の集約等を通じて不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画を策定する。
不正防止計画の実施		不正防止計画推進部署を設置し、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。	不正防止計画推進部署は、不正防止計画の実施とコンプライアンスに関する啓発を任務として業務を遂行する。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動			
予算執行状況の把握	研究費が年度末まで未執行である。 現状の予算執行状況の把握が不十分である。 研究者が予算の使い切り（単年度執行）の意識を持つ。	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	予算執行システムを活用し、予算執行状況を把握できるようにする。 研究者と事務局は予算執行状況について定期的に確認し、研究計画の遂行に問題がないかを確認し、問題があれば速やかに関係部署と協議する。
癒着防止に向けた取り組み	不正に関与した業者に対する扱いが明確でない。 発注が特定の業者に偏る。 架空発注につながる研究者の立替払いによる発注・納品が行われる。	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求める。	過去の取引実績を分析し、偏りが認められた場合に誓約書の徴取を実施する。
物品・役務の発注・検収業務	業者への転売による換金や別の物品等への差替えが発生する。 研究に直接関係ない物品等を購入する。	発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施する。 ただし、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で、研究者にあらかじめ理解してもらい運用する。	「名古屋文理大学短期大学部公的研究費物品類検収マニュアル」、「名古屋文理大学短期大学部科学研究費助成事業取扱要領」等のルールを定め、周知徹底させる。

特殊な役務の検収	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約の検収が徹底されていない。	特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成・機器の保守・点検など）に関する検収について実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	定期的に一定割合の抽出を行い、特殊な役務の実態把握を行う。
謝金等について	出勤簿に勤務実態と合わない記載を行う。	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	勤務実績、成果物及び謝金の算出根拠の提示を求める。定期的に一定割合の抽出を行い、勤務実態の把握を行う。
換金性の高い物品の管理	管財システムでの現物の管理徹底不足。	競争的資金で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。	管財システムでの管理（1個又は一組3万円以上の物品）を徹底する。
旅費	出張事実が未確認である。	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とし、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適正性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。	「名古屋文理大学短期大学部科学研究費助成事業取扱要領」、「名古屋文理大学短期大学部競争的資金旅費の取り扱いについて」等のルールを定め、周知徹底させる。
第5節 情報発信・共有化の推進			
使用ルール等に関する相談受付窓口について	内部通報制度や、通報者保護の仕組みが未確立である。	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	「名古屋文理大学短期大学部公的研究費管理規程」、「名古屋文理大学短期大学部における公的研究費の管理・監査体制」等をHPで公開・公表する。
第6節 モニタリングの在り方			
モニタリング体制の整備状況について	不正防止体制の検証や不正発生要因に着目したモニタリングが不十分である。	内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。  競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	内部監査部門は、改正ガイドラインに則したモニタリング体制を確立し、監査を実施する。 監事及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。

また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

内部監査部門は、機関の実態に即して不正発生要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

内部監査部門と監事及び会計監査人との連携強化をする。